

# ○大府市数学検定受検料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本数学検定協会（以下「数検協会」という。）が実施する実用数学技能検定（以下「数検」という。）の受検機会を拡大し、もって児童生徒の数学力及び学習意欲の向上を図るため、予算の範囲内において交付する大府市数学検定受検料補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大府市内に在住し、数検3級以上を受検した国立、私立又は公立の小中学校に在籍する児童生徒の親権者、未成年後見人その他児童生徒を養育している者
- (2) 大府市税の滞納がない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、数検を受験した児童生徒1人につき、数検協会が定める1回当たりの検定料の額とする。

2 補助金の交付は、児童生徒1人当たり1年度につき1回までとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、数検を受検した年度の末日までに、大府市数学検定受検料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 受検料の支払を証する書類の写し
- (2) 学力検定の結果を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した場合にあっては大府市数学検定受検料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定した場合にあっては大府市数学検定受検料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。
  - (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正な行為があったとき。
- (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

大府市数学検定受検料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大府市長 殿

申請者（保護者） 〒474ー

住 所 大府市

氏 名

電 話

次のとおり大府市数学検定受検料補助金の交付申請及び請求をします。

なお、交付の決定等の際し、申請者の市税の公募等の閲覧に同意します。

フリガナ		生年	年	申請者 との続柄	
児童生徒 氏名		月 日	月 日生		
学校名	学校	学年組	第 学年 組		
受検級	級	受検区分	<input type="checkbox"/> 個人受検 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 団体受検 ( ) <input type="checkbox"/> 提携会場受検		
補助額（受検した級、区分の検定料）			円	合否の別	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否

振込口座

金融機関名		銀行・農協 信用金庫 ( )		本店 支店
金融機関 コード			店番号	
口座番号				預貯金の種類 普通
口座名義人 (カナ) (保護者)				

第2号様式（第5条関係）

大府市数学検定受検料補助金交付決定通知書

年 月 日

申請者

\_\_\_\_\_様

大府市長



年 月 日付で申請があった補助金について、大府市数学検定受検料補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

○補助金交付決定額 金 円

児童生徒名	
交付年月日	年 月 日 ( )

第3号様式（第5条関係）

大府市数学検定受検料補助金不交付決定通知書

年 月 日

申請者

様

大府市長



年 月 日付で申請があった補助金については、下記の理由により交付しないことに決定いたしましたので、大府市数学検定受検料補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

○不交付の理由

---